

# 山梨県公報

号外第十九号

平成二十二年

三月三十日

火曜日

## 目次

規則  
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一  
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………五

## 規則

### 山梨県規則第十号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「県民室」及び「県民室及び」を削る。

第七条第三項の表を次のように改める。

課	室
一 情報政策課	情報産業振興室
二 生涯学習文化課	国民文化祭準備室
三 福祉保健総務課	監査指導室
四 果樹食品流通課	農産物販売戦略室
五 農業技術課	担い手対策室

六 県土整備総務課

美しい県土づくり推進室

七 県土整備総務課

建設業対策室

八 道路整備課

高速道路推進室

第七条の二を削り、第七条の三を第七条の二とする。

第十条第一項中「県民室若しくは」を削る。

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とする。

第十四条第一項中「県民室及び」を削る。

第十五条の二第一項中「県民室若しくは」を削る。

第十六条第一項中「山梨県衛生公害研究所

を「山梨県衛生監視指導センター」に改め、同条第三項中「及び別表第四」、「室」及び「センター、学部、学科、館」を削り、同項中「山梨県消防学校設置条例(昭和四十年山梨県条例第九号)」

山梨県消防学校設置条例(昭和四十年山梨県条例第九号)

山梨県消防学校設置条例(昭和四十年山梨県条例第九号)を「山梨県消防学校設置条例(昭和四十年山梨県条例第九号)」に改め、同条第四項及び第五項中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条第六項中「別表第六」を「別表第五」に改める。

第十七条第一項中「学長」及び「院長」を削る。

第十八条第一項中「衛生公害研究所、衛生監視指導センター」を「衛生環境研究所」に改め、「富士工業技術センター」の下に「宝石美術専門学校」を加え、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、第九項及び第十項を削り、第十一項を第八項とし、第十二項から第十七項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「副学長」及び「副院長」を削り、同項を同条第十五項とする。

第十九条第一項中「徴収部長及び副徴収部長を、中央病院に管理局長、医療安全管理室長、医療局長、薬剤部長、看護部長、管理局次長、副薬剤部長及び副看護部長を、県立大学に事務局長、学部長、研究科長、学生部長、図書館長、センター長及び事務局長」を「及び徴収部長」に、「管理部長及び指導部長」を「指導部長及び事務局長次長」

に、「管理部長及び指導部長」を「指導部長及び事務局長次長」

に改め、同条第二項中「、管理局長、医療安全管理室長、医療局長、薬剤部長、看護部長」及び「、学部長、研究科長、学生部長、図書館長、センター長、管理部長」を削り、同条第三項中「管理局次長、副薬剤部長、副看護部長及び」及び「管理局次長は管理局長を、副薬剤部長は薬剤部長を、副看護部長は看護部長を、事務局次長は」を削る。  
第二十一条第一項中「、中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、薬剤局長、総看護師長、副総看護師長及び看護師長を、」を削り、同条第二項中「北病院及び」を削り、同条第三項中「、総放射線技師長、薬剤局長」を削る。

別表第一の一の表企画部の部中「企画部」を「企画県民部」に改め、同部企画課の項第六号中「土地開発公社」の下に「及び山梨総合研究所」を加え、同項中同号を第十九号とし、第五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 十八 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事。
  - 別表第一の一の表企画県民部の部企画課の項第四号の次に次の十二号を加える。
  - 五 国土利用計画に関する事。
  - 六 土地利用基本計画に関する事。
  - 七 土地の利用に係る調整に関する事。
  - 八 国土形成計画に関する事。
  - 九 地域政策に関する事。
  - 十 首都圏整備対策の総合調整に関する事。
  - 十一 土地に係る権利の移転等の規制に関する事。
  - 十二 遊休土地に係る措置に関する事。
  - 十三 地価調査に関する事。
  - 十四 地価公示に関する事。
  - 十五 不動産鑑定業に関する事。
  - 十六 国土調査（地籍調査を除く。）に関する事。
- 別表第一の一の表企画県民部の部リニア交通課の項の次に次のように加える。

県民生活・男女参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域づくりの推進に関する事。</li> <li>二 ボランティア・NPO活動の推進の総合調整に関する事。</li> <li>三 特定非営利活動法人に関する事。</li> <li>四 県民の日に関する事。</li> <li>五 国旗及び国歌に関する事。</li> <li>六 県章、県旗、県歌等に関する事。</li> <li>七 人権施策に係る総合調整及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>
------------	---

消費者安全・食育推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>八 同和対策事業の連絡調整に関する事。</li> <li>九 安全で安心なまちづくりの推進に関する事。</li> <li>十 犯罪被害者等の支援の連絡調整に関する事。</li> <li>十一 交通安全対策の総合企画及び総合調整に関する事。</li> <li>十二 交通安全対策本部に関する事。</li> <li>十三 県の男女共同参画計画に関する事。</li> <li>十四 男女共同参画の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関する事。</li> <li>十五 男女共同参画の啓発及び普及に関する事。</li> <li>十六 男女共同参画についての調査研究に関する事。</li> <li>十七 男女共同参画についての年次報告の公表に関する事。</li> <li>十八 男女共同参画推進本部に関する事。</li> <li>十九 県民生活センターに関する事（消費生活に関する事を除く。）。</li> <li>二十 男女共同参画審議会及び交通安全対策会議に関する事。</li> <li>二十一 ふるさと財団及び更生保護協会に関する事。</li> <li>二十二 男女共同参画推進センターに関する事。</li> </ul>
消費者安全・食育推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 消費者行政に関する事。</li> <li>二 不当景品類及び不当表示の防止に関する事。</li> <li>三 家庭用品品質表示に関する事。</li> <li>四 消費生活用製品の安全に関する事。</li> <li>五 消費生活協同組合に関する事。</li> <li>六 割賦販売に関する事。</li> <li>七 特定商取引に関する事。</li> <li>八 石油及び生活関連物資等の価格の安定、需給の調整等の緊急措置、価格の動向及び需給状況等の把握並びにあつせんに関する事。</li> <li>九 物価行政の連絡及び調整に関する事。</li> <li>十 生活関連行政の総合調整に関する事。</li> <li>十一 食品安全行政の推進に関する事。</li> <li>十二 飲食品の品質表示の適正化に関する事。</li> <li>十三 食育の推進に係る総合調整に関する事。</li> <li>十四 食の安全・食育推進本部に関する事。</li> <li>十五 県民生活センターに関する事（消費生活に関する事に限</li> </ul>

生涯学習文 化課	<p>十六 消費生活審議会及び消費生活紛争処理委員会に関すること。</p> <p>一 生涯学習の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>二 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>三 文化行政の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>四 芸術及び文化の振興に関すること。</p> <p>五 余暇行政に関すること。</p> <p>六 著作権に関すること。</p> <p>七 生涯学習審議会に関すること。</p> <p>八 やまなみ文化基金及びやまなし文化学習協会に関すること。</p> <p>九 県民会館及び県民文化ホールに関すること。</p> <p>十 生涯学習推進センターに関すること。</p>
-------------	--

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第二十三号を削り、同項第二十四号中「公文書公開審議会」を削り、「及び公益認定等審議会」を、「公益認定等審議会及び公立大学法人評価委員会」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 県立大学に関すること。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 私学教育振興会に関すること。

別表第一の一の表総務部の部消防防災課の項第十七号中「及び防災安全センター」を削り、同項第十八号中「防災会議」の下に、「国民保護協議会及びメディカルコントロール協議会」を加え、同項第十九号中「国民保護協議会」を「防災安全センター」に改め、同表福祉保健部の部医務課の項第十六号中「及び准看護師試験委員」を、「准看護師試験委員及び県立病院機構評価委員会」に改め、同項第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 県立病院機構に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部衛生薬務課の項第二十一号を削り、同項第二十号中「生活衛生適正化審議会」の下に、「麻薬中毒審査会及び薬事審議会」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「衛生公害研究所、衛生監視指導センター」を「衛生環境研究所」に改め、同項中同号を第二十二号とし、第十八号の次に次の三号を加える。

十九 食品衛生に係る監視及び指導に関すること。

二十 食品、家庭用品等の検査及び収去に関すること。

二十一 食品衛生関係の研修及び技術援助に関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項に次の二号を加える。

六 地域地場産業振興センターに関すること。

七 郡内地域産業振興センターに関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第七号中「及び地域地場産業振興センター」を削り、同項第八号中「及び郡内地域産業振興センター」を削り、同表農政部の部農政総務課の項第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 一部の建設工事に係る請負契約に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人の指導監督及び検査に関すること。

六 農業共済組合の指導監督及び検査に関すること。

七 農業倉庫業に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項に次の一号を加える。

九 農業共済保険審査会に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農村振興課の項第五号中「中山間地域等の振興対策」を「農用地区域の農地等の保全対策」に改め、同項第六号中「農業経営基盤強化対策」を「農用地等の集積及び利用促進」に改め、同部農業技術課の項第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同部耕地課の項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 中山間地域等の振興対策に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部営繕課の項中「(県営住宅を除く。)」を削る。

別表第一中二の表を削り、三の表を二の表とする。

別表第一の一の四の表中情報産業振興室の項の次に次のように加える。

国民文化祭 準備室	国民文化祭の開催準備に関すること。
--------------	-------------------

別表第一の一の四の表中県立病院経営企画室の項及び指導検査室の項を削り、農産物販売戦略室の項の次に次のように加える。

担い手対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 新規就農者の確保及び育成に関すること。</li> <li>二 企業の農業への参入に関すること。</li> <li>三 海外農業実習生等の派遣に関すること。</li> </ul>
--------	---

別表第一中四の表を三の表とする。

別表第三中北地域県民センターの項を次のように改める。

中北地域県民センター	県民課	斐崎市
------------	-----	-----

「県民課

別表第三峡東地域県民センターの項中 会計第一課 を「県民課」に改め、同表峡南

会計第二課

地域県民センターの項を次のように改める。

峡南地域県民センター	県民課	南巨摩郡富士川町
------------	-----	----------

「県民課

別表第三富士・東部地域県民センターの項中 会計第一課 を「県民課」に改め、同

会計第二課

表中央立大学の項を削り、精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

あけぼの医療福祉センター	<p>事務局</p> <p>総務課</p> <p>地域支援課</p> <p>通園支援課</p> <p>入所支援課</p> <p>整形外科</p> <p>小児科</p> <p>リハビリテー</p> <p>ション科</p> <p>皮膚科</p> <p>耳鼻科</p>	斐崎市
--------------	---	-----

療法科	放射線科
検査科	薬剤科
歯科衛生科	看護科

別表第三衛生公害研究所の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同

表衛生監視指導センターの項を削り、同表計量検定所の項中 「指導課」 を削り、同表宝

業務課

「管

石美術専門学校の中 「事務局」 を削り、同表産業技術短期大学の項中

総務・教務課

指

理部 総務・民間研修課 を 指導部

総務・民間研修課

道

教務学生課 を削り、同表峡東建設事務所の項中

教務学生課

導部 路第一課 を「道路課」に改める。

路第一課

別表第四を削る。

別表第五の六の項中

「河川砂防管理課

都市計画課

を「河川砂防管理課」に改め、同表を別表第

四とする。

別表第六中央立大学の項を削り、同表保健福祉事務所の項第二十一号を削り、同表中央病院の項及び北病院の項を削り、同表衛生公害研究所の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「試験検査」の下に「及び測定検査」を加え、同項に次の二号を加える。

- 三 収去した飲料水、し尿浄化槽放流水及び公衆浴場、遊泳用プール等の浴水の水質検査に関すること。
- 四 保健所から依頼のあつた試験検査に関すること。

別表第六衛生監視指導センターの項を削り、同表計量検定所の項に次の一号を加える。

七 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関すること。  
別表第六を別表第五とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画部	企画県民部
企画部県民室	
衛生公害研究所	衛生環境研究所
衛生監視指導センター	

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

4 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同項第七号中「衛生監視指導センター」を削る。

山梨県規則第十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正

する。

第二条第六号中「、県立大学及び産業技術短期大学校にあつては組織規則第十九条第一項に規定する事務局長、中央病院にあつては同項に規定する管理局长」を削り、「第十八条第十一項」を「第十八条第八項」に改め、「副所長」の下に「のうち所長があらかじめ指定する職員」を加え、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「事務局長」を「事務局長、産業技術短期大学校にあつては組織規則第十九条第一項に規定する事務局長」に改め、同条第七号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第十項に規定する事務局長、同条第十四項」を「同条第十一項」に改め、「、管理局长」を削り、同条第八号中「、組織規則第十三条の二第二項に規定する県民室長(以下「県民室長」という。))」を削り、「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に、「第十三条の三第二項」を「第十三条の二第二項」に改める。

第四条中「、県民室長」を削る。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「、県民室長」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とする。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第七条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十条第一項中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に、「同条第十二項」を「同条第九項」に、「同条第十五項」を「同条第十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十三項」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に改め、同条第四項中「第七項」を「第六項」に改める。

別表第一の二の項1中「、県民室長」を削り、同項2中「、組織規則第十三条の二第三項に規定する主幹(以下「県民室主幹」という。))」を削り、同項3中「、組織規則第七条の三第一項の課」を削り、同表三の項1中「、県民室長」を削り、同項2中「、県民室主幹」を削り、同表四の項1中「、県民室長」及び「、県民室主幹」を削り、同表五の項中「命令並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同項1中「、県民室長」を削り、同項2中「、県民室主幹」を削り、同表八の項1中「、県民室長」及び「、県民室主幹」を削り、同表十二の項を次のように改める。

十二 告示、公告及び広報に関すること。	1 本庁に係るもの					
	2 出先機関に係るもの					





25	第二十七条の九の規定による報告の徴収				
26	第二十八条第一項の規定による遊休土地の認定				
27	第三十条の規定による助言				
28	第三十一条第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告				
29	第三十二条第一項の規定による買収協議を行う者の決定				
30	第四十一条第一項の規定による立入検査及び質問				
31	第四十二条第一項の規定による土地調査員の設置				
32	第四十三条の規定による官公署への請求				

別表第二の一の表県民生活・男女参画課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「県民室長」を削り、同号を同項第二号とし、同表消費者安全・食育推進課の項第一号及び同項第二号1中「県民室長」を削り、同号8中「第二十一条第二項」を「第二十一条の二第二項」に、「7」を「9」に改め、同号8を同号10とし、同号7中「第二十一条第二項」を「第二十一条の二第二項」に改め、同号7を同号9とし、同号6中「第二十一条第一項」を「第二十一条の二第一項」に、「5」を「7」に改め、同号6を同号8とし、同号5中「第二十一条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改め、同号5を同号7とし、同号4中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「3」を「5」に改め、同号4を同号6とし、同号3中「第二十条第二項」

を「第二十条第三項」に改め、同号中3を5とし、2の次に次のように加える。

3	第十九条の十四第四項の規定による製造業者等に対する命令			
4	第十九条の十四の二の規定による公表			

別表第二の一の表消費者安全・食育推進課の項第四号から第九号までの規定中「県民室長」を削り、同表の注を次のように改める。  
注 所長名は、備考欄に記載する。

別表第二の二の表管財課の項第一号1中「権限を有する委員会等が土地、建物及び建物以外の工作物を継続して十日以上使用させる行政財産の使用許可並びに」を削り、「委員会」を「委員会等」に、「評価額」を「評価金額」に改め、同号2中「規定による」の下に「権限を有する委員会等が土地、建物及び建物以外の工作物を継続して十日以上使用させる行政財産の使用許可並びに」を加え、「委員会等」を「委員会等が」に改め、同表私学文書課の項中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の次に次の一号を加える。

1	第二十二條第一項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可			
2	第二十六條第一項の規定による中期計画の認可及び変更の認可			
3	第二十六條第四項の規定による中期計画の変更命令			
4	第三十四條第一項の規定による財務諸表の承認			
5	第四十條第三項の規定による残余の額の充當の承認			
6	第四十條第四項の規定による積立金の			

八 地方独立  
行政法人法  
(平成十五年法律第百十八号)の  
施行に關する事務(県立大学に關するものに限る。)



7	第四十一条第一項の規定による限度額を超える短期借入金の認可				
8	第四十一条第二項の規定による短期借入金の借換えの認可				
9	第五十五条の規定による役員等の承認				
10	第八十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査				
11	第八十九条第一項の規定による措置命令				

別表第二の二の表私学文書課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

12	山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年山梨県規則第一号）の施行に関する事務（県立大学に関するもの）				
	第十條第一項の規定による償却資産の指定				

限る。）

別表第二の二の表市町村課の項第十五号中「（平成十五年法律第百十八号）」を削る。別表第二の三の表医務課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項に次の二号を加える。

1	第二十二條第一項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可				
2	第二十六條第四項の規定による中期計画の変更命令				
3	第三十四條第一項の規定による財務諸表の承認				
4	第三十六條の規定による会計監査人の選任				
5	第三十九條の規定による会計監査人の解任				
6	第四十條第四項の規定による積立金の処理の承認				
7	第四十一條第一項の規定による限度額を超える短期借入金の認可				
8	第四十一條第二項の規定による短期借入金の借換えの認可				
9	第五十條第三項の規定による営利事業従事等の承認				
10	第八十八條第一項の規定による報告の				



17	第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可			
18	第二十四条の規定による改善命令			
19	第二十五条の規定による汚染土壌処理業の許可の取消し及び事業の停止命令			
20	第二十七条第二項の規定による許可の取消し等の場合の措置の命令			

別表第二の四の表大気水質保全課の項第十五号5中「及び第二項」を削り、「命令」を「指示」に改め、同号中5を6とし、6の次に次のように加える。

7	第七条第四項の規定による指示措置等の命令			林務環境事務所長
8	第十一条第一項の規定による形質変更時要届出区域の指定			林務環境事務所長
9	第十一条第二項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除			林務環境事務所長

別表第二の四の表大気水質保全課の項第十五号4中「第五条第四項」を「第六条第四項」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同号4を同号5とし、同号3中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同号3を同号4とし、同号2中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「報告」を「土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査の報告」に改め、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2	第四条第二項の規定による土地の形質の変更が行われる場合の報告の命令			
---	-----------------------------------	--	--	--

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号2中「第三項」を「第二項」に改め、同号3を削り、同号4中「第三項」を「第二項」に改め、同号中4を3とし、3の次に次のように加える。

4	第九条第二項の規定による国定公園に関する公園事業の決定			
---	-----------------------------	--	--	--

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号5中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号39中「第六十七条第二項」を「第八十条第二項」に改め、同号39を同号55とし、同号38中「第六十六条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同号38を同号54とし、同号37中「第五十五条第二項」を「第六十七条第二項」に、「国定公園特別地域」を「国定公園特別地域等」に改め、同号中37を50とし、50の次に次のように加える。

51	第六十八条第一項の規定による国の機関が行う行為の協議			
52	第六十八条第二項の規定による環境大臣への協議			
53	第六十八条第四項の規定による国の機関に対する協議の要請			

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号36中「第五十二条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同号36を同号49とし、同号35中「第五十条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同号35を同号48とし、同号34中「第四十七条」を「第五十九条」に改め、同号34を同号47とし、同号33中「第四十六条」を「第五十八条」に改め、同号33を同号46とし、同号32中「第四十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同号32を同号45とし、同号31中「第四十条」を「第五十二条」に改め、同号31を同号44とし、同号30中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同号30を同号43とし、同号29中「第三十四条（第三十五条）」を「第四十六条（第四十七条）」に改め、同号29を同号42とし、同号28中「第三十二条第二項（第三十五条）」を「第四十四条第二項（第四十七条）」に改め、同号28を同号41とし、同号27中「第三十一条第五項（第三十五条）」を「第四十三条第五項（第四十七条）」に改め、同号27を同号40とし、同号26中「第三十一条第四項（第三十五条）」を「第四十二条第四項（第四十七条）」に改め、同号26を同号39

とし、同号25中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号25を同号38とし、同号24中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号中24を31とし、31の次に次のように加える。

32	第三十八条第二項の規定による生態系維持回復事業計画の策定			
33	第四十一条第二項の規定による生態系維持回復事業の確認			
34	第四十一条第三項の規定による生態系維持回復事業の認定			
35	第四十一条第四項において準用する第三十九条第六項の規定による生態系維持回復事業の変更の確認及び認定			
36	第四十一条第四項において準用する第四十条の規定による生態系維持回復事業の認定の取消し			
37	第四十二条の規定による生態系維持回復事業の実施状況等の報告の徴収			

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号23中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同号23を同号30とし、同号22中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に、「23」を「30」に改め、同号22を同号29とし、同号21中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号21を同号28とし、同号20中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「21」を「28」に改め、同号20を同号27とし、同号19中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号19を同号26とし、同号18中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に、「19」を「26」に改め、同号18を同号25とし、同号17中「第二十六条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同号17を同号24とし、同号16中「第二十六条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同号16を同号23とし、同号15中「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同号15を同号22とし、同号14中「第十四条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、同号14を同号21とし、同号13中「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号13を同

号20とし、同号12中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号12を同号19とし、同号11中「第十三条第五項」を「第二十条第五項」に改め、同号11を同号18とし、同号10中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同号10を同号17とし、同号9中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「10」を「17」に改め、同号9を同号16とし、同号8中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号8を同号15とし、同号7中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に、「承認」を「認可」に改め、同号中7を8とし、8の次に次のように加える。

9	第十六条第四項において準用する第十一条の規定による改善命令			
10	第十六条第四項において準用する第十二条第一項の規定による同意及び承認			
11	第十六条第四項において準用する第十四条第三項の規定による認可の取消し			
12	第十六条第四項において準用する第十五条第一項の規定による原状回復命令等			
13	第十六条第四項において準用する第十五条第二項の規定による原状回復等			
14	第十七条第一項の規定による国定公園の公園事業を執行する公共団体以外の者に対する報告の徴収及び立入検査			

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号6中「第十条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同号中6を7とし、5の次に次のように加える。

6	第十条第六項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国立公園の公園事業の一部執行の変更協議			
---	--	--	--	--

別表第二の五の表商工企画課の項第八号中15を22とし、12から14までを19から21まで

とし、11を17とし、17の次に次のように加える。

18 第一百七十七条第一項の規定による指定計量証明検査機関の指定					計量検定 所長
----------------------------------	--	--	--	--	------------

別表第二の五の表商工企画課の項第八号中10を16とし、3から9までを9から15までとし、2の次に次のように加える。

3 第二十条第一項の規定による指定定期検査機関の指定					計量検定 所長
4 第三十条第一項（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関の業務規程の認可及び変更の認可					計量検定 所長
5 第三十条第三項（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関の業務規程の変更命令					計量検定 所長
6 第三十五条（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任命令					計量検定 所長
7 第三十七条（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関への指定基準の適合命令					計量検定 所長
8 第三十八条（第二百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定定期検査機関の指定の取消し及び業務の停止命令					計量検定 所長

別表第二の六の表観光企画・ブランド推進課の項を次のように改める。

観光 企画	一 旅行業法 （昭和二十	1 第五条第一項の規定による旅行業（第二種旅行業務及び第三種旅			
----------	-----------------	---------------------------------	--	--	--

・ブ  
ラン  
ド推  
進課  
七年法律第  
二百二十九  
号）の施行  
に関する事  
務

二 山梨県立 地域産業振 興センター 設置及び管	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認	2 第七条の規定による利用時間の			
-----------------------------------	-------------------------	------------------	--	--	--

9 第二十条第一項の規定による旅行業の登録の抹消	8 第十九条第二項の規定による旅行業の登録の取消し	7 第十九条第一項の規定による旅行業の業務停止命令及び登録の取消し	6 第十八条の三の規定による旅行業の業務改善命令	5 第十二条の二第一項の規定による旅行業の旅行業約款の認可及び変更の認可	4 第六条の四第一項の規定による旅行業の変更の登録	3 第六条の三第一項の規定による旅行業の更新の登録	2 第六条第一項の規定による旅行業及び旅行代理業の登録の拒否	行業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び旅行代理業の登録
--------------------------	---------------------------	-----------------------------------	--------------------------	--------------------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	-------------------------------------

理条例(平成五年山梨県条例第二号)の施行に関する事務	変更の承認	3 第九条第二項の規定による利用料金の額の承認					
----------------------------	-------	-------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の六の表観光振興課の項を削る。

別表第二の七の表農村振興課の項第二号中5から7までを削り、4を7とし、同号3中「4」を「7」に改め、同号中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 第四条第三項(第四条第六項並びに第五条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による農業会議の意見の聴取							
4 第四条第五項の規定による農地の転用の協議(5に掲げるものを除く。)							
5 第四条第五項の規定による農地の転用の協議(協議に係る農地等の面積が二ヘクタール以下のものに限る。)							農務事務 所長

別表第二の七の表農村振興課の項第二号8を次のように改める。

8 第五条第四項の規定による農地等の転用のための権利の設定及び移転の協議(9に掲げるものを除く。)							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表農村振興課の項第二号12を削り、同号11中「第二十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同号11を同号12とし、同号10中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「9」を「10」に改め、同号10を同号11とし、同号9中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号中9を10とし、8の次に次のように加える。

9 第五条第四項の規定による農地等の転用のための権利の設定及び移転の協議(協議に係る農地等の面積が二ヘ							農務事務 所長
---	--	--	--	--	--	--	------------

クatorial以下のものに限る。)

別表第二の七の表農村振興課の項第二号13及び14中「第四十三条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号15から19までを次のように改める。

15 第三十六条第二項の規定による調停							農務事務 所長
16 第三十九条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による裁定							農務事務 所長
17 第三十九条第四項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による農業会議の意見の聴取							
18 第四十一条の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認							農務事務 所長
19 第四十九条第一項の規定による立入調査							農務事務 所長

別表第二の七の表農村振興課の項第二号20から29までを削り、同号30中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同号中30を20とし、20の次に次のように加える。

21 第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置							
22 附則第二項の規定による農林水産大臣への協議							

別表第二の七の表農村振興課の項第三号中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 第十五条の二第七項の規定による農用地区域内における開発行為の協議							農務事務 所長
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	------------

別表第二の七の表農村振興課の項第五号1中「第七条第四項」を「第七条第三項」

に改め、同号3中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同号5から10までを削り、同項第七号を削り、同表花き農水産課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六十二年法律百十三号）の施行に関する事務	1 第七条の三第一項の規定による勧告		
	2 第七条の三第二項の規定による措置命令		
	3 第五十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査		

別表第二の七の表耕地課の項に次の一号を加える。

五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関する事務	1 第四条第六項の規定による基盤整備計画の同意		農務事務所 所長
	2 第八条第四項の規定による所有権移転等促進計画に係る承認		農務事務所 所長

別表第二の八の表建築住宅課の項第十一号1中、「2に掲げるものを除く」を、「第一種特定建築物に係るものに限る」に改め、同号2中、「規則第二条の二第一号に掲げるものに限る」を、「1に掲げるものを除く」に改め、同号3中、「特定建築物」を、「第一種特定建築物」に改め、同号6中、「特定建築物」を、「第一種特定建築物」に改め、同号9とし、同号5中、「第七十五条第五項」を、「第七十五条第六項」に改め、「規定に

よる」の下に「第一種特定建築物の」を加え、同号中5を6とし、6の次に次のように加える。

7 第七十五条の二第二項の規定による第二種特定建築物のエネルギーの効率的利用に関する届出事項の必要な措置をとるべき旨の勧告			建設事務所 所長
8 第七十五条の二第四項において準用する第七十五条第六項の規定による第二種特定建築物のエネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告			建設事務所 所長

別表第二の八の表建築住宅課の項第十一号4の次に次のように加える。

5 第七十五条第四項の規定による届出事項の変更の指示に係る措置命令			
-----------------------------------	--	--	--

別表第二の八の表建築住宅課の項第十一号に次のように加える。

10 第八十七条第十項の規定による第二種特定建築物の設計、施工及び維持保全に関する報告の徴収及び立入検査			建設事務所 所長
--	--	--	-------------

別表第二の八の表建築住宅課の項中第二十四号を第二十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号21中、「第五十三条」を、「第六十七条」に改め、同号21を同号27とし、同号20中、「第五十一条第一項」を、「第六十六条第一項」に改め、同号中20を26とし、19の次に次のように加える。

20 第五十五条の規定による使用の許可			
21 第五十七条第二項の規定による駐車場の使用者の決定			
22 第五十九条第三項の規定による使用の決定の取消し			
23 第六十条第一項の規定による駐車場の使用料の決定			

24 第六十一条第一項の規定による駐車場の使用料の減免及び徴収猶予  25 第六十三条第一項の規定による駐車場の使用料の許可の取消し	
--	--

別表第二の八の表建築住宅課の項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号5中「第三十六条」を「第四十五条」に改め、同号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第四十条第一項に規定する駐車場の使用料の決定	
--------------------------	--

別表第二の八の表建築住宅課の項第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の施行に関する事務	第二十号第一項第四号及び第五号の規定による適用除外の認定

**附 則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。